

第20号議案

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、美術博物館協議会の委員の委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立美術博物館条例の一部を改正する条例

芦屋市立美術博物館条例（平成2年芦屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(美術博物館協議会)」に改め、同条第1項中「設置する」を「置く」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 協議会の委員は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市立美術博物館条例第13条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

参 照 1

芦屋市立美術博物館条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

博物館法の一部改正に伴い、美術博物館協議会の委員の委嘱又は任命の基準を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 美術博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。
(第13条関係)

- (2) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 平成24年4月1日
- (2) 改正後の条例による委員の委嘱又は任命の基準に係る規定は、施行の日以後に新たに委嘱又は任命される委員について適用する。

参 照 2

博物館法抜粋（平成24年4月1日施行）

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会
が任命する。

第22条 博物館協議会の設置，その委員の任命の基準，定数及び任期その他博物館
協議会に関し必要な事項は，当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めな
ければならない。この場合において，委員の任命の基準については，文部科学省令で
定める基準を参酌するものとする。

博物館法施行規則抜粋（平成24年4月1日施行）

第18条 法第22条の文部科学省令で定める基準は，学校教育及び社会教育の関係
者，家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命す
ることとする。